

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目次

### ◆告示

昭和四十六年三月三十一日専決処分をした昭和四十五年鳥取県一般会計補正予算

結核予防法による指定医療機関の辞退

解除予定の保安林

道路の位置の指定

### ◆選管告示

昭和四十六年六月二十七日執行予定の参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

昭和四十六年六月二十七日執行予定の参議院地方選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日

### ◆公告

昭和四十六年度鳥取県職員採用上級、中級試験の実施

## 告示

### 鳥取県告示第四百七十六号

昭和四十六年三月三十一日専決処分をした昭和四十五年鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十六年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和45年度鳥取県一般会計補正予算

昭和45年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ46,674,935千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 県 税	1 県 民 税	1,091,771	20,478	1,112,249	
	2 事 業 税	1,802,024	45,000	1,847,024	
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	783,398	25,000	808,398	
	11 自動車取得税	408,920	18,000	426,920	
	2 地方譲与税	1 地方道路譲与税	1,130,379	27,478	1,102,901
		2 石油ガス譲与税	1,007,052	11,061	995,991
			123,327	16,417	106,910

13 県 債		1,211,000	24,000	1,235,000
	1 県 債	1,211,000	24,000	1,235,000
歳 入 合 計		46,569,935	105,000	46,674,935

歳 出 款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		2,516,072	250,000	2,766,072
	1 総務管理費	1,664,387	250,000	1,914,387
8 土 木 費		10,976,016	0	10,976,016
	6 住 宅 費	534,658	0	534,658
10 教 育 費		12,385,188	△ 95,000	12,290,188
	4 高等学校費	3,977,307	△ 95,000	3,882,307
11 災害復旧費		385,054	0	385,054
	2 土木施設災害復旧費	226,616	0	226,616
12 公 債 費		1,186,852	△ 50,000	1,136,852
	1 公 債 費	1,186,852	△ 50,000	1,136,852
歳 出 合 計		46,569,935	105,000	46,674,935

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の利率 方法	限度額 千円	起債の方法 利率
公営住宅建設費	166,000	%	168,000	%
建設災害復旧費	51,000		53,000	
直轄災害復旧事業費	0		20,000	
計	1,211,000		1,235,000	

借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。  
ただし、県財政その他の都合により償還年数を短縮し、又は償還期間を延長して起債し、え置き又は償還期間中であつても償還年数を短縮し、又は繰上償還を行ない若しくは借換えることができる。

ただし、県財政の都合により、事業又は県債の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。

鳥取県告示第四百七十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十八日、

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十六年四月二十九日	生 田 医 院	米子市東町四番地

鳥取県告示第四百七十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露字西浜一七五七の七三四、一七五七の七五四から一七五七の七五六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五七の七五七

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

空港用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役

所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年五月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
気高郡気高町山宮 三一九ノ二 有限会社伊藤商事 代表取締役 伊藤 英 治	鳥取市卯垣字栗坪一九六ノ六の一部 二〇二ノ三二	幅員 五・一〇メートル 五・二〇メートル 延長 一一四・六〇メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十六年六月二十七日執行予定の参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行なう日及び縦覧に供する期間を次のとおり定め、公職選挙法施行令

(昭和二十五年政令第八十九号) 第十四条第二項の規定により告示する。  
昭和四十六年五月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和四十六年六月二日

ただし、年齢については、昭和四十六年六月二十七日を基準日とする。

二 登録を行なう日

昭和四十六年六月三日

三 縦覧に供する期間

昭和四十六年六月四日から昭和四十六年六月八日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和四十六年六月二十七日執行予定の参議院地方選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第五項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和四十六年六月四日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十六年五月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

公 告

昭和46年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施について、次のとおり

告示する。

昭和46年5月28日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
上級	4名	知事の事務部局又は教育委員会の事務部局に勤務し、一般行政事務に従事します。
行政	1名	
農業	4名	
林業	1名	
中級	1名	知事の事務部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
生活改良普及員	1名	

2 受験資格

(1) 学歴及び資格

試験区分	学歴及び資格
上級	学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。
中級	学歴は問いませんが、短期大学卒業程度の学力を必要とします。ただし、生活改良普及員の資格を有する者又は昭和47年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者に限り、

(2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢 及 び 性 別	
上 行 政	昭和19年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。	
中 級	農 業 林 業 農業土木 木 士	昭和19年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。
	生活改良 普及員	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者で、女子に限ります。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
    - イ 禁治産者及び準禁治産者
    - ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
    - オ 日本憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 第1次試験  
(1) 方法

上級試験については教養試験及び専門試験を大学卒業程度において、中級試験については教養試験及び専門試験を短期大学卒業程度において、次の方法により行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について択一式により行ないます。

イ 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式及び記述式により行ないます。

なお、専門試験の出題分野は次のとおりです。

試験区分	分 野
上 行 政	政治学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、行政学、財政学、経済原論、経済事情
	農 業 栽培学概論、昆虫学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
	林 業 林業政策、森林整理、造林、森林利用、木材工学、林産製造、森林工学
	農業土木 数学、水理学、応用力学、測量、材料施工、農業水利、土地改良、農業造構、農地造成、農業機械、農学一般
中 級	生活改良 家政学原論、教育方法、被服、食物、住居、家庭管理、家族関係、保健衛生
	普及員 数学、力学、水理学、測量、土木材料、土木施工、水道、河川、港灣、道路、橋梁、土質、都市計画、上・下・発電水力

## (2) 試験日時及び試験場

ア 試験日時 昭和46年7月25日(日)

受付時間 8前10分から 8時35分まで

試験開始 8時45分から

イ 試験場 鳥取県立鳥取西高等学校(鳥取市東町2丁目112)

## (3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験及び専門試験の成績を総合

して合格者を決定します。ただし、教養試験及び専門試験のいずれ

かが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。  
イ 発 表 昭和46年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほ  
か、合格者に通知します。

## 4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

## (1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査 公務員としての職務遂行に必要な素質及び適性につい  
て検査を行ないます。

ウ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健  
康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

## (2) 試験日及び試験地

昭和46年8月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については

第1次試験合格者に通知します。

## 5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他に行ないます。

## 6 最終合格者の発表

昭和46年9月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通  
知します。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されたう  
え、任命権者の請求に応じて高ポイント順に提示され、そのうちから採用者  
が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として、上級の場合は給料月額34,500円と初任給調整  
手当が支給され、中級の場合は給料月額30,700円が支給され、その後  
は定期に昇給します。

そのほか、期末、勤勉手当(年間、給料月額約4.7月分)が支給  
され、さらに通勤手当、扶養手当等がそれぞれ条件に応じて支給され  
ます。

## 8 受験手続及び受付期間

## (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便  
で申込書を請求する際は、封筒の表に「上(中)・申込請求」と朱書  
しあて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してくだ  
さい。

## (2) 申込方法

受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務  
局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上(中)・  
受験申込」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、

受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和46年6月1日(火)から昭和46年6月30日(水)午後5時まで  
に到着したものに限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

10 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。